

最高裁人能A第000300号

(人いー07)

平成21年2月2日

高等裁判所長官 殿
地方裁判所長 殿
家庭裁判所長 殿
最高裁判所事務総局局課長 殿
司法研修所長 殿
裁判所職員総合研修所長 殿
最高裁判所図書館長 殿

最高裁判所事務総長 山 崎 敏 充

永年勤続者の表彰について（依命通達）

最高裁判所表彰規程（昭和31年最高裁判所規程第1号）第2条第2号の規定による標記の表彰について、下記のとおり定めましたから、これによってください。

記

1 表彰の区分等

- (1) 裁判官以外の裁判所職員（以下「職員」という。）で永年勤続し、勤務成績が良好である者に対する表彰は、最高裁判所長官表彰及び所属長表彰に区分し、その表彰者及び対象は、次のとおりとする。

区 分	表 彰 者	対 象	
		勤続年数	範 囲
最高裁判 所長官表	最高裁判所長官	25年以上	全裁判所（検察審査会を含む。） の職員

彰			
所属長表彰	最高裁判所事務総長 (以下「事務総長」という。)	20年以上	最高裁判所の職員
	高等裁判所長官		当該高等裁判所の職員
	地方裁判所長 家庭裁判所長		当該地方裁判所(管内の簡易裁判所及び検察審査会を含む。以下同じ。)及び家庭裁判所の職員

(2) 同一区分の表彰は、1人について1回限りとする。

(3) 勤続年数の計算の基準日は、次のとおりとする。

ア 最高裁判所長官表彰

退職(死亡による退職を含む。以下同じ。)の日

イ 所属長表彰

毎年10月1日

(4) 勤続年数の計算に当たっては、定年退職に引き続いて再任用された場合における再任用職員としての在職期間、人事交流等により引き続いて職員となった場合における前職である職員以外の国家公務員としての在職期間、その他の他の職員との均衡を考慮し必要があると認められる職の在職期間を勤続年数に通算することができる。

(5) 次のいずれかに該当する職員は、表彰の対象とすることができない。

ア 最高裁判所長官表彰に相当する大臣表彰等を受賞している者

イ 懲戒処分を受けた者。ただし、最高裁判所事務総局人事局長(以下「人事局長」という。)の承認がある場合は、この限りでない。

ウ 国家公務員法(昭和22年法律第120号)第79条第2号の規定により休職中の者

2 被表彰者の決定

- (1) 最高裁判所長官表彰は、最高裁判所長官が被表彰者を決定する。ただし、最高裁判所の職員以外の者については、高等裁判所の上申に基づき、被表彰者を決定する。

この高等裁判所の上申は、自庁並びに同管内の地方裁判所及び家庭裁判所の職員について行うものとする。

- (2) 所属長表彰は、事務総長が表彰者であるものについては事務総長が、高等裁判所長官が表彰者であるものについては当該高等裁判所長官が、地方裁判所長及び家庭裁判所長が表彰者であるものについては当該地方裁判所長及び家庭裁判所長が、それぞれ被表彰者を決定する。
- (3) この通達に定めるもののほか、被表彰者の決定方法に関して必要な事項は、人事局長が定める。

3 表彰の日

- (1) 最高裁判所長官表彰は、退職の日とする。
- (2) 所属長表彰は、毎年10月1日とする。
- (3) 各表彰者は、(1)又は(2)の定めにより難い事情がある場合には、これらの定めと異なる日とすることができる。

4 表彰の方法

- (1) 表彰は、表彰状を授与し、副賞を贈呈して行う。
- (2) 表彰状の授与等は、被表彰者の勤務する裁判所又は検察審査会において適宜の方法で行う。

付 記

1 実施

この通達は、平成21年4月1日から実施する。

2 通達の廃止

昭和63年1月27日付け最高裁人能A第3号事務総長依命通達「永年勤続者の表彰について」（以下「旧通達」という。）は、平成21年3月31日限り、

廃止する。

3 経過措置

旧通達による1号表彰を受けた者は、この通達による最高裁判所長官表彰が、
旧通達による3号表彰を受けた者は、この通達による所属長表彰が、それぞれ行
われたものとみなす。

付 記

この通達は、平成28年4月1日から実施する。

最高裁人能A第000301号

(人い－07)

平成21年2月2日

高等裁判所長官 殿

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

最高裁判所事務総局人事局長 大 谷 直 人

永年勤続者の表彰における被表彰者の決定方法について

(通達)

本日付け最高裁人能A第000300号事務総長依命通達「永年勤続者の表彰について」
(以下「依命通達」という。)記2の(3)で定める標記の決定方法について、下記のとおり定めましたから、これによってください。

記

1 表彰予定人数の報告

(1) 報告方法等

高等裁判所は、自庁並びに同管内の地方裁判所(管内の簡易裁判所及び検察審査会を含む。以下同じ。)及び家庭裁判所の職員について、表彰を受けることが見込まれる人数を、各裁判所の職員別に表彰予定人数報告書(別紙様式第1)を提出する方法により報告する。

(2) 報告期限

ア 翌年3月31日までに最高裁判所長官表彰を受けることが見込まれる人数について、前年の9月30日とする。

イ 毎年10月1日に所属長表彰を受けることが見込まれる人数について、そ

の年の５月３１日とする。

２ 最高裁判所長官表彰の候補者の上申（依命通達記２の(1)）

(1) 上申方法等

高等裁判所は、自庁並びに同管内の地方裁判所及び家庭裁判所の職員について、最高裁判所長官表彰の対象とする者を、最高裁判所長官表彰候補者名簿（別紙様式第２）を提出する方法により上申する。

なお、最高裁判所長官表彰候補者名簿の提出後、その記載事項に変更があった場合には、速やかにその旨を報告し、又は上申の変更をする。

(2) 上申期限

ア 毎年３月３１日に退職する者については、その年の１月３１日とする。

イ 年度の途中に退職する者については、退職する日の３週間前とする。ただし、死亡による退職の場合には、職員が死亡した後、速やかに行う。

３ 承認の上申（依命通達記１の(5)のイ）

高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所は、懲戒処分を受けた者を表彰の対象とする場合には、次の期限までに承認の上申をする。

(1) 最高裁判所長官表彰

ア 毎年３月３１日に退職する者については、その年の１月１５日とする。

イ 年度の途中に退職する者については、退職する日の４週間前とする。ただし、死亡による退職の場合には、職員が死亡した後、速やかに行う。

(2) 所属長表彰

毎年８月３１日とする。

付 記

この通達は、平成２１年４月１日から実施する。

付 記（平成２３年６月３０日最高裁人能Ａ第002026号）

この通達は、平成２３年７月１日から実施する。

付 記（平成２８年３月２４日最高裁人能第１９１号）

この通達は、平成28年4月1日から実施する。

(別紙様式第1)

表彰予定人数報告書 ☐ 最高裁判所長官表彰の表彰予定人数

☐ 所属長表彰の表彰予定人数

(庁名) _____ 高等裁判所

庁別	高裁	地裁	家裁	合計
合計				

(注) 該当する□を■と記載する。

(別紙様式第2)

最高裁判所長官表彰候補者名簿

(庁名)

高等裁判所

所 属	官 職		氏 名	ふ り が な	年 齢	性 別	勤 続 年月数	退職予定 年月日	処 分 歴	備 考
	官 名	職 名								
(記載例)										
〇〇地裁	裁判所事務 官	総務課長	甲 野 花 子 (旧姓 乙野)	こうの はなこ (おつの はなこ)	60	女	40.00	H28.3.31	H23.8.26 戒告 (速度違反)	

(最人能)

(記載上の留意点)

- 「氏名」 旧姓を使用している場合は、括弧書きで旧姓を記載する。
- 「年齢」及び「勤続年月数」 退職予定日現在で記載する。
- 「処分歴」 懲戒処分を受けたことのある者については、その年月日、種類及び理由を記載する。
- 「備考」 特に留意すべき事項について、その内容を記載する。

(人ろ－２０－Ｂ)

平成２１年２月２日

高等裁判所事務局次長 殿

最高裁判所事務総局人事局能率課長 杉 浦 宏 明

新たな永年勤続職員表彰制度について（事務連絡）

標記の表彰制度については、本日付け最高裁人能Ａ第０００３００号事務総長依命通達「永年勤続者の表彰について」のとおりです。

については、職員に対し、別紙の「新たな永年勤続職員表彰制度について（お知らせ）」を回覧する等して、制度の概要を周知してください。

なお、この旨を管内の地方裁判所及び家庭裁判所あて連絡してください。

平成21年2月2日

職 員 各位

最高裁判所事務総局人事局

新たな永年勤続職員表彰制度について（お知らせ）

この度、近時の公務員を取り巻く社会状況、他府省における永年勤続職員に対する表彰の実情等を踏まえて、裁判所における永年勤続職員表彰について見直しを行い、4月1日から新たな制度で実施することとなりましたので、お知らせします。

新たな永年勤続表彰制度の概要は、別紙のとおりです。

なお、今回の主な改正点は、表彰区分について、現行の1号表彰（勤続30年以上）及び2号表彰（勤続25年以上30年未満）に代わるものとして、新たに、勤続25年以上の退職者の長年の勤務に対する功労を讃える「最高裁判所長官表彰」と現行の3号表彰（勤続20年以上25年未満）に当たる「所属長表彰」を設け、「最高裁判所長官表彰」については、退職の日に、「所属長表彰」については、毎年10月1日に表彰することとし、いずれの表彰についても、表彰状等を被表彰者の勤務する裁判所（支部等を含む。）で伝達することにした点です。

(別紙)

新たな永年勤続職員表彰制度の概要

1 最高裁判所長官表彰

退職者について、長年の勤務に対する功労を讃えるものとする。

(1) 表彰者

最高裁判所長官

(2) 対象者

勤続25年以上の職員（退職者）

(3) 表彰日

退職の日

(4) 表彰状の授与等

被表彰者が退職時に勤務する裁判所（支部等を含む。）において伝達

2 所属長表彰

勤続20年経過の節目に、それまでの勤務に対する功労を讃えるとともに、その後の勤務意欲の喚起を図るものとする。

(1) 表彰者

被表彰者の所属庁の長（事務総長，高裁長官，地家裁所長）

(2) 対象者

勤続20年以上の職員

(3) 表彰日

毎年10月1日

(4) 表彰状の授与等

被表彰者が勤務する裁判所（支部等を含む。）において伝達

(人ろ－20－B)

平成21年2月2日

最高裁判所事務総局課長 殿
最高裁判所事務総局各局第一課長 殿
司法研修所事務局長 殿
裁判所職員総合研修所事務局長 殿
最高裁判所図書館副館長 殿

最高裁判所事務総局人事局能率課長 杉 浦 宏 明

新たな永年勤続職員表彰制度について（事務連絡）

標記の表彰制度については、本日付け最高裁人能A第000300号事務総長依命通達「永年勤続者の表彰について」のとおりです。

については、職員に対し、別紙の「新たな永年勤続職員表彰制度について（お知らせ）」を回覧する等して、制度の概要を周知してください。

平成21年2月2日

職 員 各位

最高裁判所事務総局人事局

新たな永年勤続職員表彰制度について（お知らせ）

この度、近時の公務員を取り巻く社会状況、他府省における永年勤続職員に対する表彰の実情等を踏まえて、裁判所における永年勤続職員表彰について見直しを行い、4月1日から新たな制度で実施することとなりましたので、お知らせします。

新たな永年勤続表彰制度の概要は、別紙のとおりです。

なお、今回の主な改正点は、表彰区分について、現行の1号表彰（勤続30年以上）及び2号表彰（勤続25年以上30年未満）に代わるものとして、新たに、勤続25年以上の退職者の長年の勤務に対する功労を讃える「最高裁判所長官表彰」と現行の3号表彰（勤続20年以上25年未満）に当たる「所属長表彰」を設け、「最高裁判所長官表彰」については、退職の日に、「所属長表彰」については、毎年10月1日に表彰することとし、いずれの表彰についても、表彰状等を被表彰者の勤務する裁判所（支部等を含む。）で伝達することにした点です。

(別紙)

新たな永年勤続職員表彰制度の概要

1 最高裁判所長官表彰

退職者について、長年の勤務に対する功労を讃えるものとする。

(1) 表彰者

最高裁判所長官

(2) 対象者

勤続25年以上の職員（退職者）

(3) 表彰日

退職の日

(4) 表彰状の授与等

被表彰者が退職時に勤務する裁判所（支部等を含む。）において伝達

2 所属長表彰

勤続20年経過の節目に、それまでの勤務に対する功労を讃えるとともに、その後の勤務意欲の喚起を図るものとする。

(1) 表彰者

被表彰者の所属庁の長（事務総長，高裁長官，地家裁所長）

(2) 対象者

勤続20年以上の職員

(3) 表彰日

毎年10月1日

(4) 表彰状の授与等

被表彰者が勤務する裁判所（支部等を含む。）において伝達

(人ろー14)

平成21年2月2日

高等裁判所事務局人事課長 殿

最高裁判所事務総局人事局能率課長 杉 浦 宏 明

事 務 連 絡

本日付け最高裁人能A第000300号事務総長依命通達「永年勤続者の表彰について」（以下「基本通達」という。）の発出に伴う留意点について、別紙のとおりまとめましたので、参考に送付します。

なお、不明な点等があれば、能率課まで照会してください。

(別紙)

基本通達の発出に伴う留意点について

1 基本通達記1の(1)について

昭和63年1月27日付け最高裁人能A第3号事務総長依命通達「永年勤続者の表彰について」(以下「旧通達」という。)の表彰区分を改め、勤続年数25年以上の退職者に対する最高裁判所長官表彰と旧通達による3号表彰に当たる所属長表彰の2つの表彰区分を設けた。

2 基本通達記1の(3)について

勤続年数の計算の基準日を、最高裁判所長官表彰については、退職(死亡による退職を含む。)の日、所属長表彰については、旧通達と同様に毎年10月1日とした。

3 基本通達記1の(4)について

旧通達と同様に勤続年数の計算に当たっては、他の裁判所職員との均衡を考慮し、必要があると認められる職の在職期間を勤続年数に通算して差し支えないこととした。ただし、通算を行い表彰の対象とするにしても、表彰は、裁判所職員としての勤務成績が良好である者に対して行うものであるから、その勤務成績を判断するために裁判所職員としての一定期間にわたる勤務実績が必要である。

例えば、次のような在職期間は、他の職員との均衡から勤続年数に通算することが相当である。

- (1) 府省間配置転換により引き続き裁判所職員となった場合の府省職員としての在職期間
- (2) 裁判所共済組合から引き続き裁判所職員となった場合の共済組合職員としての在職期間
- (3) 裁判所職員である者が官側の要請に基づき出向(日本司法支援センター等)後、引き続き裁判所職員となった場合の出向中の在職期間及び出向前の裁判所

職員としての在職期間

- (4) 勤続期間が中断している場合にその期間が短期間である場合における中断前の裁判所職員としての在職期間

4 基本通達記 1 の(5)について

懲戒処分を受けた者については、一般に勤務成績が良好とはいえないことから、原則として、表彰の対象とすることができず、人事局長の承認があった場合に限り、表彰の対象とすることができることとした。

なお、

5 基本通達記 2 の(2)及び(3)について

所属長表彰の表彰の日は、旧通達と同様に「法の日」である 10 月 1 日である。ただし、これにより難い事情がある場合には、各表彰者が定める日とすることができることとしたが、表彰の日が定められた趣旨に照らせば、この「より難い事情」とは、例えば、表彰の日から伝達までの間に表彰者の異動があった場合、被表彰者に決定された者が表彰の日の前日までに死亡した場合などの例外的な場合に限られよう。

なお、異なる表彰の日を定める場合であっても、できるだけ表彰の日（10 月 1 日）から 1 月以内の日となるよう努めていただきたい。

6 基本通達記 3 について

最高裁判所長官表彰の被表彰者については、旧通達による 1 号表彰と同様に最高裁判所長官が、所属長表彰の被表彰者については、旧通達による 3 号表彰と同様に各表彰者が、それぞれ決定することとした。

なお、最高裁判所の職員以外の者に対する最高裁判所長官表彰は、高等裁判所の上申に基づき決定することとした。

7 基本通達記 4 について

表彰状の授与等について、被表彰者の勤務する裁判所（支部等を含む。）又は

検察審査会において適宜の方法で行うこととした。

8 基本通達記5について

表彰の実施に関して必要な事項については、人事局長に委任することを明記したものであり、最高裁判所長官表彰の上申に当たって、提出する名簿の様式や表彰状用紙の送付等については、表彰の実施に関して必要な事項として、別途人事局長が定めることとした。

最高裁人能B第000472号

(人いー07)

平成21年2月9日

最高裁判所事務総局局課 殿

司法研修所長 殿

裁判所職員総合研修所長 殿

最高裁判所図書館長 殿

最高裁判所事務総局人事局長 大谷直人

最高裁判所に勤務する永年勤続者の表彰における被表彰者
の決定方法について（通達）

平成21年2月2日付け最高裁人能A第000300号事務総長依命通達「永年勤続者の表彰について」（以下「依命通達」という。）記2の(3)で定める標記の決定方法について、下記のとおり定めましたから、これによってください。

記

1 表彰候補者の報告

(1) 報告方法

最高裁判所事務総局局課長，司法研修所長，裁判所職員総合研修所長及び最高裁判所図書館長（以下「局課長等」という。）は，最高裁判所長官表彰（以下「長官表彰」という。）及び所属長表彰（以下「総長表彰」という。）について，所属の職員で表彰の対象となる者を，表彰候補者名簿（別紙様式）及び人事記録写しを人事局能率課に提出する方法により報告する。

なお，表彰候補者名簿の提出後，その記載事項に変更があった場合には，速やかにその旨を同課に報告する。

(2) 報告期限

ア 長官表彰については、毎年1月31日とする。ただし、年度の途中で退職する者については、退職する日の3週間前とする（死亡による退職の場合には、職員が死亡した後、速やかに行う。）。

イ 総長表彰については、毎年7月31日とする。

2 承認の上申（依命通達記1の(5)のイ）

局課長等は、懲戒処分を受けた者を表彰の対象とする場合には、次の期限までに承認の上申をする。

(1) 最高裁判所長官表彰

ア 毎年3月31日に退職する者については、その年の1月15日とする。

イ 年度の途中で退職する者については、退職する日の4週間前とする。ただし、死亡による退職の場合には、職員が死亡した後、速やかに行う。

(2) 総長表彰

毎年7月15日とする。

付 記

この通達は、平成21年4月1日から実施する。

付 記（平成28年3月24日最高裁人能第192号）

この通達は、平成28年4月1日から実施する。

(別紙様式)

- ☐ 最高裁判所長官表彰候補者名簿
- ☐ 所属長表彰候補者名簿

(局課等名)

所 属	官 職		氏 名	ふ り が な	年 齢	性 別	勤 続 年月数	退職予定 年月日	処 分 歴	備 考
	官 名	職 名								
(記載例)										
〇〇局	裁判所事務 官	審査官	甲 野 花 子 (旧姓 乙野)	こうの はなこ (おつの はなこ)	60	女	40.00	H28.3.31	H23.8.26 戒告 (速度違反)	

(最人能)

(記載上の留意点)

- 1 「名簿名」 該当する□を■と記載する。
- 2 「氏名」 旧姓を使用している場合は、括弧書きで旧姓を記載する。
- 3 「年齢」及び「勤続年月数」 表彰の日現在で記載する。
- 4 「退職予定年月日」 所属長表彰の場合には、記載を要しない。
- 5 「処分歴」 懲戒処分を受けたことのある者については、その年月日、種類及び理由を記載する。
- 6 「備考」 特に留意すべき事項について、その内容を記載する。

(人い÷ 0 7)

平成 2 8 年 3 月 2 4 日

高等裁判所長官 殿

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

最高裁判所事務総局人事局能率課長 池 田 敬

永年勤続者の表彰について（事務連絡）

標記の表彰について、平成 2 1 年 2 月 2 日付け最高裁人能 A 第 000300 号事務総長依命通達「永年勤続者の表彰について」（以下「依命通達」という。）及び同日付け最高裁人能 B 第 000301 号人事局長通達「永年勤続者の表彰における被表彰者の決定方法について」によるほか、平成 2 8 年 4 月 1 日以降は、下記のとおり取り扱ってください。

記

1 執行官に対する表彰について（依命通達記 1 の(3)のア）

裁判所の一般職員を退職して執行官となる場合は、一般職員としての勤続年数が 2 5 年以上ある場合であっても、一般職員を退職する日には最高裁判所長官表彰の対象とはしないで、執行官を退職する日に最高裁判所長官表彰の対象とする。

2 受賞意思の確認

(1) 最高裁判所長官表彰について

候補者の上申に先立ち、候補者に対して、適宜の方法により受賞意思を確認する。

(2) 所属長表彰について

各庁の実情に応じて、候補者に対して、適宜の方法によりあらかじめ受賞意思

を確認する。

なお、休職中の者（依命通達記1の(5)のウの者を除く。）及び休業中の者については、受賞意思を確認する際、復職後又は復帰後の10月1日に表彰されることを希望するかについても併せて確認する。

(人ろー14)

平成28年6月16日

高等裁判所事務局次長 殿

地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局人事局能率課長 髭 野 勝 之

永年勤続者の表彰の運用について（事務連絡）

平成21年2月2日付け最高裁人能A第000300号事務総長依命通達「永年勤続者の表彰について」及び同日付け最高裁人能A第000301号人事局長通達「永年勤続者の表彰における被表彰者の決定方法について」（以下「実施通達」という。）の運用については、下記のとおりですので、よろしくお取り計らいください。

記

1 懲戒処分を受けた職員を表彰の対象とする場合について

懲戒処分を受けた者を表彰の対象とする場合には、実施通達記3に先立ち、

2 「勤務成績が良好である者」に該当するか疑義がある職員について

次のいずれかに該当する者を表彰の対象として上申する場合には、最高裁判所表彰規程第2条第2項に定められている「勤務成績が良好である者」に該当するか疑義があり、その検討に必要となるため、

(1)

(2) [REDACTED]
[REDACTED]

3 未受賞者の報告について

最高裁判所長官表彰の候補者としていない者がいる場合は、実施通達記2による候補者の上申の際（他に候補者がいない場合は、候補者としていない者が退職する日の3週間前の日までに）、別紙様式により、メール等適宜の方法で当課研修健康係宛てに送付する。

(別紙様式)

最高裁判所長官表彰未受賞者名簿

(庁名)

高等裁判所

所 属	官 職		氏 名	ふ り が な	年 齢	性 別	勤 続 年 月 数	退職予定 年 月 日	未 受 賞 理 由	備 考
	官 名	職 名								
(記載例)										
〇〇高裁	裁判所事務官	刑事訟廷管理官付 専門職	隼 太 郎	はやぶさ たろう	60	男	38.00	H28.3.31	A	
〇〇地裁	裁判所書記官	民事訟廷庶務係長	霞 千 代	かすみ ちよ	60	女	40.00	H28.3.31	B	
〇〇家裁	裁判所書記官		墨 田 次 郎	すみだじろう	60	男	26.00	H28.3.31	C	
〇〇簡裁	裁判所事務官	庶務課主任	永 田 幸 子	ながたさちこ	60	女	34.06	H28.3.31	D	信条による

(記載上の留意点)

- 「年齢」及び「勤続年月数」 退職予定日現在で記載する。
- 「未受賞理由」 次の理由区分による符号を記載する。
A：懲戒処分 B： C： D：受賞辞退
- 「備考」 未受賞理由についてその内容及び参考となる事項を記載する。

平成28年6月16日

最高裁判所裁判部庶務主任 殿

最高裁判所事務総局局課庶務主任 殿

司法研修所長事務局総務課長 殿

裁判所職員総合研修所事務局総務課長 殿

最高裁判所図書館庶務主任 殿

最高裁判所事務総局人事局能率課長 髭 野 勝 之

永年勤続者の表彰の運用について（事務連絡）

平成21年2月2日付け最高裁人能A第000300号事務総長依命通達「永年勤続者の表彰について」及び同日付け最高裁人能B第000472号人事局長通達「最高裁判所に勤務する永年勤続者の表彰における被表彰者の決定方法について」（以下「実施通達」という。）の運用については、下記のとおりですので、よろしくお取り計らってください。

記

1 懲戒処分を受けた職員を表彰の対象とする場合について

懲戒処分を受けた者を表彰の対象とする場合には、実施通達記2に先立ち、

2 「勤務成績が良好である者」に該当するか疑義がある者について

次のいずれかに該当する者を表彰の対象として報告する場合には、最高裁判所表彰規程第2条第2項に定められている「勤務成績が良好である者」に該当するか疑義があり、その検討に必要となるため、

[REDACTED]

(1) [REDACTED]

(2) [REDACTED]

(3) [REDACTED]

[REDACTED]

3 受賞意思の確認

候補者の上申に先立ち、候補者に対して、適宜の方法により受賞意思を確認する。